平成２３年（フ）第２９７７号
福岡市中央区高砂２丁目14番19―205号
債務者　井上智一朗
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８４号
福岡市西区拾六町団地４番11―201号
債務者　田浦　浩子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６号
福岡市早良区田村６丁目20番９号
債務者　江口かおる
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２号
福岡市城南区友泉亭15番３号
債務者　北井　孝子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７号
福岡市早良区星の原団地３番101号
債務者　守屋　清美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０号
福岡市南区野間１丁目16番27―601号
債務者　清澤美奈子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３号
福岡市博多区堅粕４丁目24番18号
債務者　伊藤　泰至
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県大野城市紫台12番５号サンヴァイオレットⅠ番館102号
債務者　中野テル子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県春日市日の出町２丁目73番地１日の出町団地４棟204号
債務者　雨崎　敏子（旧姓野下）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８号
福岡市東区和白東１丁目20番12―102号
債務者　原　　広美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４号
福岡市城南区南片江２丁目15番４―202号
債務者　新道　通子（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目９番３―206号山田ビル
債務者　渡邊　亜子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３号
福岡市博多区博多駅前１丁目18番15号　エトワール博多406号
債務者　岩井容和こと　許　　容和
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８３号
福岡市南区井尻１丁目32番10―303号
債務者　倉本　　司
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９号
福岡市西区小戸３丁目36番12号
債務者　松田真喜子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２号
福岡市中央区天神５丁目９番２―914号
債務者　永利　昭弘
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３号
福岡県宗像市光岡946番地１モノリスＢ号
債務者　成冨　樹里（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目13番12―203号
債務者　馬上　弘幸
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部